# 共同開発商品製造販売基本契約書

株式会社●●●●(製造販売者,以下「甲」という。),●●●●(デザイナー,以下「乙」という。)及び株式会社●●●●(コンサルタント,以下「丙」という。)は,DESIGN VISION PROJECT(以下「本件プロジェクト」という。)において,甲乙丙で共同開発した商品(以下「本件商品」という。)の製造及び販売につき,以下で定める諸条件に従って,製造及び販売することを合意し,本基本契約を締結する(以下「本契約」という。)。

#### (適用範囲)

- 第1条 本契約は、特別の定めがない限り、本件商品に関する個々の契約、覚書(以下、個々の契約と覚書を総称して「個別契約」という。)のすべてに適用されるものとする。 また、個別契約において本契約と異なる定めをした場合には、個別契約が本契約に優先して適用されるものとする。
  - 2 甲乙丙は、書面で合意することにより、本契約又は個別契約を変更することができる。

#### (販売の方式)

- 第2条 本件商品の製造販売者は甲とする。
  - 2 甲乙丙は、原則として、本件商品を、丙の運営するオンラインショップ内で販売する。ただし、甲は、甲が独自の販売ルートを確保している場合は、本件商品を、同販売ルートで販売することができ、また、丙は、本件商品を、店舗やそのほかの独自ルートで販売することができる。

#### (販売の条件)

- 第3条 甲は、製造販売者として、本件商品を販売する際には、梱包資材(本件商品のパッケージ等)には、本件プロジェクトのロゴマークを入れるとともに、PR広告にも、本件プロジェクトにより甲乙丙で共同開発した商品であることを明記しなければならない。
  - 2 前項に規定するロゴマークはその掲示位置や大きさについて、丙の事前の書面による承認を得た上で販売しなければならない。

#### (製造物責任)

第4条 製造販売者である甲は、本件商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産 に損害を生じさせたときは、故意、過失の有無を問わず、第三者が被った一切の損害 を賠償する。

## (苦情処理)

第5条 本件商品に関する苦情処理の窓口は、製造販売者である甲とし、甲の費用と責任で 解決する。

#### (改良品の販売権及び派生商品の取扱い)

- 第6条 甲及び乙は、本件商品の改良品を開発した場合、丙に対して当該改良品の情報を速 やかに書面により通知しなければならない。
  - 2 甲及び乙が,前項に定める通知を怠り,丙が損害を受けたときは,甲及び乙は,丙が被った損害を賠償しなければならない。
  - 3 丙が、当該改良品を本件商品に含めることを希望する場合、甲及び乙に対し、前項 の書面を受領した日の翌日から21営業日以内にその旨を書面により通知し、これ により、当該改良品を本件商品に含めることができる。
  - 4 本条前各項に規定する改良品以外の本件商品の派生商品の製造販売については、 甲の判断で任意に行うことができる。ただし、本件プロジェクトの名称を用いて派生 商品をPRもしくは販売する場合には、丙の事前の書面による承認を得た上で、本契 約に追加しなければならない。
  - 5 前項に規定する派生商品について、本契約に含める場合には、甲乙丙間において個 別契約を締結する。

## (本件商品の販売個数通知義務)

- 第7条 本件商品を、甲が、独自のルートで販売する場合には、甲は、乙及び丙に対して本件商品の月次販売個数を翌月10日までに、甲乙丙協議の上で定める書式により報告しなければならない。
  - 2 前項のほか、乙又は丙が求める場合は、甲は、乙又は丙に対して、適宜販売個数の報告を行うとともに、乙又は丙が必要とする販売個数に関する調査を受け入れる。
  - 3 甲が,第1項に定める報告を遅滞した場合や販売個数を偽って通知した場合,乙又 は丙が損害を受けたときは,その損害は甲の負担とする。

#### (本件商品の販売価格の設定等)

- 第8条 甲、乙及び丙は、本件商品の販売価格及び第10条の業務対価価格の設定、及び販売管理費(販売管理費には、ホームページ及びオンラインショップの償却費用、オンラインショップ販売手数料、オンラインショップ運営に係る労務費、その他広告宣伝費を含むものとする。)の具体的内訳について、別途協議して定めるものとし、協議結果を本契約に従って作成する個別契約に記載する。なお、本件商品の製造及び販売に際して、甲乙丙のうち特定の者に、特別の費用の負担が発生する場合は、当該費用の分担等について、甲乙丙間で協議する。
  - 2 第2条第2項ただし書の場合には、販売管理費は発生しないものとする。

## (販売価格の変更通知義務)

- 第9条 甲は、本契約に定める販売価格の変更を希望する場合、乙丙の事前の書面による承認を得た上で販売価格を変更しなければならない。
  - 2 前項のほか、乙丙が求める場合は、甲は、乙丙に対して、適宜販売価格の報告を行うとともに、乙又は丙が必要とする販売価格に関する調査を受け入れる。
  - 3 甲が,第1項に定める報告を遅滞した場合や販売価格を偽って通知した場合,乙又 は丙が損害を受けたときは,その損害は甲の負担とする。

## (業務対価の支払い)

- 第10条 乙は、本件商品にかかるデザイン業務を遂行し、甲は、乙に対し、別途作成する 個別契約記載の基準により、同業務の対価としてデザイン料を支払う。
  - 2 丙は、本件プロジェクトにかかるコンサルティング業務を遂行し、甲は、丙に対し、 別途作成する個別契約記載の基準により、同業務の対価としてコンサルティング料 を支払う。
  - 3 前2項の各業務対価の支払いにかかる計算期間は、毎月1日から月末までとする。

#### (契約期間)

- 第11条 本契約の契約期間は、別途作成する個別契約記載のとおりとする。
  - 2 期間満了6か月前までに、相互に何らの申出がないときは、この契約は、自動的に 1年延長されるものとし、以後も同様とする。

#### (投下資本の負担)

第12条 本件商品の開発,製造及び広告宣伝に関する費用の負担については,甲の負担と する。

## (権利義務の譲渡禁止)

第13条 甲乙丙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約上の地位及び 本契約により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡及び担保に供し、 または承継させないものとする。

# (契約の解除)

- 第14条 甲乙丙が次の各号のいずれかに該当する場合(以下,次の各号のいずれかに該当する者を「該当者」という。)において,該当者に対し相当な期間を定めてその解消を催告し,その期間内に解消されないときは,該当者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず,本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は,相手方が該当者に対して損害賠償請求することを妨げない。
  - (1) 本契約に違反したとき
  - (2) 支払い不能になったとき又は支払の停止があったとき

- (3) 自ら振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手の不渡り又は手形交換所もしくは電子債権記録機関による取引停止処分があったこと
- (4) 強制執行,仮差押え,仮処分もしくは担保権の実行もしくは競売又は公租公課の 滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始,再生手続開始,更生手続開始,特別清算開始の申立てがあったとき
- (6) その行う事業に係る許認可等について監督官庁から停止,取消しその他のこれらに類する処分を受けたとき
- (7) 資本金の減少,合併,会社分割,株式交換,株式移転,事業の全部もしくは一部の譲渡もしくは譲受または会社の解散の決議をしたとき
- (8) 当事者間の信頼関係が著しく損なわれたとき
- (9) その他前各号に準じる事由が発生したとき
- 2 民法第542条第1項各号に掲げる場合または同条第2項各号に掲げる場合には、相手方は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 3 第1項各号に掲げる事由の発生が、該当者の責めに帰すべき事由による場合には、 該当者は、前二項の規定による本契約の解除をすることができない。

# (反社会的勢力の排除)

- 第15条 甲乙丙は、自らが暴力団関係者その他暴力、威力、詐欺的手法を利用して経済的 利益を追求するもの(以下「反社会的勢力」という。)でないこと、勢力を名乗るな どして不当要求行為をなさないこと、並びに自らの主要な出資者、経営支配者及び役 職者が反社会的勢力に属さないことを保証し、これに違反した場合には、相手方は催 告することなく、本契約を解除することができる。
  - 2 前項の場合において、相手方に損害が生じた場合には、これを賠償しなければならない。

## (管轄)

第16条 本契約に関する紛争は、訴額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# (協議条項)

第17条 本契約各条項に定めのない事情が生じたとき又はその契約各条項の解釈につき 疑義の生じたときは、甲乙丙協議の上、誠意をもって解決する。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、甲乙丙各自署名(記名)押印の上、原本1通を丙が、本書の控え各1通を甲乙がそれぞれ保有する。

# 令和●年●月●日

甲

所在地(住所)

名 称(氏名)

乙

所在地(住所)

名 称(氏名)

丙

所在地(住所)

名 称 (氏名)